

第

4495  
号

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 5月31日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 給与所得の特定支出控除制度の見直し

**Q**：平成24年度の税制改正では、給与所得の特定支出控除制度が見直しされたとか。どのようなになったのですか？

**A**：特定支出の範囲が広がりました。

### 【解説】

特定支出控除制度とは、給与所得者が一定の支出を行った場合に給与所得控除額を超えているときは、その超える金額を給与所得から控除するというものです。

今回の改正では、この特定支出の範囲が拡大されるとともに、判定要件も見直されました。

概要は次のとおりです。

### ① 特定支出

特定支出は、これまで、通勤費、転任に伴う引越費用、研修費、資格取得費用、単身赴任者の往復旅費の5つとされてきましたが、改正により、資格取得費用の範囲が拡大され、弁護士や会計士、税理士等の資格を取得する費用が含められたほか、職務に関連する図書費や衣服費、交際費等の勤務必要経費が新たに認められることとなりました。

### ② 特定支出控除の判定要件

- ・給与等の収入金額が1,500万円以下の場合  
特定支出が給与所得控除額の2分の1相当額を上回る場合、その上回る金額を控除することができる。
- ・給与等の収入金額が1,500万円超の場合  
特定支出が125万円を超える場合、その超える部分の金額を控除することができる。

